

ニューヨークへ届け 核兵器廃絶の声

高草木 博 日本原水協事務局長

現在「核兵器のない世界を」署名は全国で330万筆になっています。5年前は約500万筆でしたから、それを超えることは確実です。私たちの運動は前進しています。

世界が動いている

今、核兵器をめぐる情勢は間違いなく大きな変化が起こっています。

オバマ大統領は昨年プラハで核兵器の廃絶を宣言したときにこういいました。「核兵器はニューヨークであれ東京であれ、1発でも使われれば、取り返しのつかない重大な悲劇を引き起こす」と。これは、はっきりした変化です。これまでアメリカ政府は「核の拡散は脅威である」と言ってきました。それは「他の国がもてば脅威だ。しかしアメリカがもてば安全だ」ということです。「1発でも使われれば破滅的な被害が生まれる」というのは、これまでにない新しい考えです。

そして、もう一つ新しいこと言いました。「アメリカは核兵器を使った唯一の国として道義的責任を持つ。核兵器のない世界を実現することを約束する」。ちょうどこの日に北朝鮮が「ロケット」の発射を強行しました。これまでなら「北朝鮮は発射するな」と言うだけだったでしょう。それが自らが廃絶を宣言したということの意味は大変重いものがあります。核は抑止力ではなく、廃絶した方が安全であるということは、もともと私たちが主張し続けてきたことです。

核兵器の廃絶を宣言したのは、アメリカだけではありません。オバマがプラハで宣言する1か月前に、ロシア大統領も「核兵器のない世界のために行動する」と宣言をしました。また今年の国連総会では、中国も核兵器全面禁止決議に賛成をしています。まさに世界が大きく動いているのです。

NPT（核不拡散条約）とは

世界には核兵器をめぐる条約はたくさんありますが、ほぼ全世界の国々を拘束するのはNPT（核不拡散条約 1970年に締結）しかありません。

その特徴は第2条に表されています。「核兵器を持っていない国は、核兵器の開発も研究もしてはいけなく、譲ってもらっても管理をしてもいけない」これが非核兵器国の義務となっています。一方核兵器を持っている5カ国（アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国）は、「核兵器を持っていない国に、あげても管理をゆだねてもいけない」（第1条）。まさに不平等条約です。これは1970年当時の国連常任理事国を占めていた「5カ国」が『核』という力を独占していれば世界は安全だ。しかし、他の国がもてば危険だという考え方です。こんな不平等な条約があるかと怒ったのは、当時の日本政府の代表でした。





そこで、第6条には核を持つ国の義務として、3つの点を明記することになりました。第一に軍拡競争を早期にやめること、第二に核兵器の軍縮と廃絶についての措置を交渉する、そして第三に核兵器の全面的で完全な軍縮条約について交渉することです。一見いいように聞こえますが、「交渉している」といえば、すむことで、結局これで40年間もずるずると来てしまったわけです。まさに「冷戦体制」の産物です。

これでは、とてももちません。決着がついたのは、1998年にインドとパキスタンが核兵器を持ったこ

と、そして北朝鮮も核実験を始めたことです。もう「アメリカが持っているのに、自分も持って、なぜ悪いのか」といわれれば、誰も反論できないのです。

主人公は人々でしかない

「これだけ世界が動いているのだから、自動的に核兵器が無くなるのではないか」そうではありません。核兵器廃絶の主人公は、人々でしかありません。このことをハッキリとすえておかないといけません。主人公が眠り込んでいる間に変化が起こるなどということはありません。どんな変化でも、それを作りだしたのは、何十、何百万もの人々の行動だということです。

それでは、私たちはどうするのか。

5月のNPT再検討会議に、日本から1000人以上の代表が、1000万の署名を持って行って、何が起こるのか、まったく予想ができません。再検討会議で見るべき成果が出なかったら、それは政府の責任です。しかし、何も起こらないからといって、運動をあきらめれば、それは私たちの責任です。

去年国連総会でオバマ大統領が演説をしました。その次がパン・ギブン事務総長でした。バン総長は「国連にはすでに核兵器禁止条約が提案されている。核兵器のない世界へ具体的な約束を見せよ。核兵器禁止条約の交渉を始めよ」と鋭く問いかけました。

パン事務総長がそういうのには根拠があります。昨年マレーシアが提案した「全面禁止条約の交渉を直ちに始めよ」決議には、124カ国の賛成が寄せられました。核兵器を持つインド、パキスタン、北朝鮮も賛成票を投じています。さらにNPT締結国189カ国中184カ国が「全面禁止」を受け入れて、将来にわたっても核兵器を持たないということを誓っています。世界的には「全面禁止」こそが圧倒的な多数派なのです。

条件はすでにありますが、これを実らせるかどうかは、核兵器保有国の決断次第になっています。これが現実です。

核兵器廃絶を人類全体の合意に

今回のNPT再検討会議に向けて、私たちは2つの目標をもっています。

一つ目は、ひとつでも多くの国の政府に核兵器の全面禁止を述べてもらいたいということです。持

っている国も持たない国も、勇気を持って一步踏み出そうと言いたい。

もう一つは、会議の結果がどうなろうと、核兵器廃絶に向けた力関係の変化を作り出したいということです。核兵器をなくすということは一回の会議では決まらない大きなプロセスを必要とします。しかし人類の将来を考えたときに、今一步踏み出すことが大きな意味を持ちます。

核兵器をなくすことは外交手段だけでは実現できません。人類全体の合意を作り出していくことが不可欠です。核兵器の廃絶を国際的な条約にしていく、各国の法律にしていく、そして教育の中に位置づけていく、それだけのことが必要です。これが私たちが執拗に署名運動を繰り返している本当の理由なのです。

NPT再検討会議は、5月3日から28日までニューヨークで開催されます。会議前日の2日にはニューヨーク行動が開催されます。私たちの運動は必ず人を変えることができるはずで



核兵器の不拡散に関する条約(NPT)

TREATY ON THE NON-PROLIFERATION OF NUCLEAR WEAPONS

第一条 [核兵器国の不拡散義務]

締約国である核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は核兵器その他の核爆発装置の管理の取得につきいかなる非核兵器国に対しても何ら援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

第二条 [非核兵器国の拡散回避義務]

締約国である各核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助をも求めず又は受けないことを約束する。

第三条 [転用防止のための保障措置]

1 締約国である各非核兵器国は、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため、この条約に基づいて負う義務の履行を確認することのみを目的として国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉しかつ締結する協定に定められる保障措置を受諾することを約束する。この条の規定によって必要とされる保障措置の手続は、原料物質又は特殊核分裂性物質につき、それが主要な原子力施設において生産され、処理され若しくは使用されているか又は主要な原子力施設の外にあるかを問わず、遵守しなければならない。この条の規定によって必要とされる保障措置は、当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき、適用される。

2 各締約国は、(a) 原料物質若しくは特殊核分裂性物質又は (b) 特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材を、この条の規定によって必要とされる保障措置が当該原料物質又は当該特殊各核分裂性物質について適用されない限り、平和的目的のためいかなる非核兵器国にも供給しないことを約束する。

3 この条の規定によって必要とされる保障措置は、この条の規定及び前文に規定する保障措置の原則に従い、次条の規定に適合する態様で、かつ、締約国の経済的若しくは技術的発展又は平和的な原子力活動の分野における国際協力（平和的目的のため、核物質及びその処理、使用又は生産のための設備を国際的に交換することを含む。）を妨げないような態様で、実施するものとする。

4 締約国である非核兵器国は、この条に定める要件を満たすため、国際原子力機関憲章に従い、個々に又は他の国と共同して国際原子力機関と協定を締結するものとする。その協定の交渉は、この条約が最初に効力を生じた時から百八十日以内に開始しなければならない。この百八十日の期間の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その協定の交渉は、当該寄託の日までに開始しなければならない。その協定は、交渉開始の日の後十八箇月以内に効力を生ずるものとする。

第四条 [原子力平和利用の権利]

1 この条約のいかなる規定も、無差別にかつ第一条及び第二条の規定に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を進展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

2 すべての締約国は、原子力の平和的利用のため設備、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、また、可能なときは、単独で又は他の国若しくは国際機関と共同して、世界の開発途上にある地域の必要に妥当な考慮を払って、平和的目的のための原子力の応用、特に締約国である非核兵器の領域におけるその応用の一層の発展に貢献することに協力する。

第五条 [非核兵器国への核爆発の平和的応用の利益の提供]

各締約国は、核爆発のあらゆる平和的応用から生ずることのある利益が、この条約に従い適当な国際的監視の下でかつ適当な国際的手続により無差別の原則に基づいて締約国である非核兵器国に提供されること並びに使用される爆発装置についてその非核兵器国の負担する費用が、できる限り低額であり、かつ、研究及び開発のためのいかなる費用をも含まないことを確保するため、適当な措置をとることを約束する。締約国である国が十分に代表されている適当な国際機関を通じてこのような利益を享受することができる。この問題に関する交渉は、この条約が効力を生じた後できる限り速やかに開始するものとする。締約国である非核兵器国は、希望するときは、二国間協定によってもこのような利益を享受することができる。

第六条 [核軍縮交渉]

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

第七条 [地域的非核化条約]

この条約のいかなる規定も、国の集団がそれらの国の領域に全く核兵器の存在しないことを確保するため地域的な条約を締結する権利に対し、影響を及ぼすものではない。

第八条 [改正・再検討]

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託国政府に提出するものとし、寄託国政府は、これをすべての締約国に配布する。その後、締約国政府の三分の一以上の要請があったときは、寄託国政府は、その改正を審議するため、すべての締約国を招請して会議を開催する。

2 この条約のいかなる改正も、すべての締約国の過半数の票（締約国であるすべての核兵器国の票及び改正案が配布された日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の票を含む。）による議決で承認されなければならない。その改正は、すべての締約国の過半数の改正の批准書（締約国であるすべての核兵器国の改正の批准書及び改正案が配布された日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の改正の批准書を含む。）が寄託された時に、その批准書を寄託した各締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、改正の批准書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の時に効力を生ずる。

3 前文の目的の実現及びこの条約の規定の遵守を確保するようにこの条約の運用を検討するため、この条約の効力発生の五年後にスイスのジュネーヴで締約国の会議を開催する。その後五年ごとに、締約国の過半数が寄託国政府に提案する場合には、条約の運用を検討するという同様の目的をもって、更に会議を開催する。

第九条 [署名・批准・加入・効力発生・核兵器国の定義]

1 この条約は、署名のためすべての国に開放される。この条約が3の規定に従って効力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、いつでもこの条約に加入することができる。

2 この条約は、署名国によって批准されなければならない。批准書及び加入書は、ここに寄託国政府として指定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト社会主義共和国及びアメリカ合衆国の政府に寄託する。

3 この条約は、その政府が条約の寄託者として指定される国及びこの条約の署名国である他の四十の国が批准しかつその批准書を寄託した後に、効力を生ずる。この条約の適用上、「核兵器国」とは、千九百六十七年一月一日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。

4 この条約は、その効力発生後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 寄託国政府は、すべての署名国及び加入国に対し、各署名の日、各批准書又は各加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日、会議の開催の要請を受領した日及び他の通知を速やかに通報する。

6 この条約は、寄託国政府が国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

第一〇条 [脱退・有効期間]

1 各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。当該締約国は、他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し三箇月前にその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。

2 この条約の効力発生後二十五年後に、条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長されるかを決定するため、会議を開催する。その決定は、締約国の過半数による議決で行う。

第十一条 [正文]

この条約は、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語をひとしく正文とし、寄託国政府に寄託される。この条約の認証謄本は、寄託国政府が署名国政府及び加入国政府に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

一九六八年七月一日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で本書三通を作成した。

